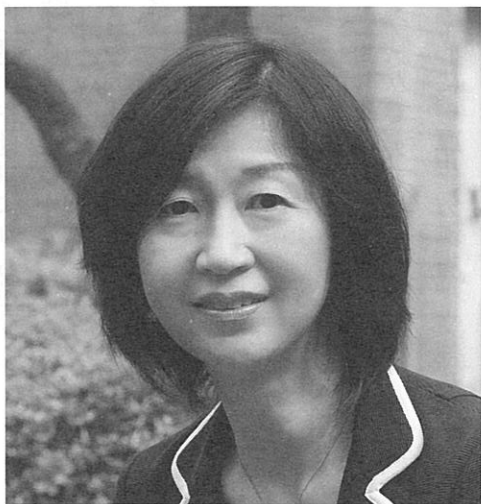


多文化共生社会 実現を



竹沢 泰子（たけざわ・やすこ）

京都大学人文科学研究所教授。
専門は文化人類学、社会学（とくに人種・民族概念、移民研究など）。ワシントン大学人類学部博士課程修了。Ph.D. 主な著書に、『日系アメリカ人のエスニシティ―強制収容と補償運動による影響』（東京大学出版会、澁澤賞受賞）、『人種概念の普遍性を問う』（編著、人文書院）、『移民研究と多文化共生』（共編著、御茶ノ水書房）など。
日本学術会議多文化共生分科会副委員長、兵庫県外国人県民会議議長等を務めている。神戸市出身。
※ Ph.D. 米国で取得した日本の「博士号」に当たる資格。

戦後70年である今年は、日系アメリカ人の戦時中の体験についてメディアで取り上げられる機会が多かった。かつて日系二世たちから、戦前は言うまでもなく戦後間もない1950年代でさえ、店に入ろうとしても、あるいは住まいを借りようとしても、「ジャップはお断り」だと差別的扱いを受けたという話をよく聞いた。

今そのようなことをしようものなら、すぐに訴えられる。しかし当時はそれだけ差別がひどかったのだという、昔話としての語りである。

横断幕を書いた人たちは、それが人種差別であるとは思わなかったという。

見慣れない外見や名前であれば十把一絡げに「外国人」として区別し、締め出しや差別を行うことは、真に成熟した社会であれば許されないはずである。そもそも外国人であっても、大半の外国人は問題を起こさない。

そして、もし日本の慣習を知らずに、例えば入浴の際、かけ湯をしないことが問題であるならば、最近一部の温泉で見かけるように、英語ややさしい日本語のイラスト入りの説明書きを備え付けるのも一つの対処法であろう。ごみ出しのルールも同様である。自分たちと言葉や慣習の異なる人に対して、あの手この手で「伝える」という努力がもつとあってもいいのではないだろうか。

雇用面でもさまざまな問題が生じている。外国人労働者や技能実習生に対して、一部の中小企業や個人経営店で、時給200円、300円、400円といった衝撃的な数字の賃金しか支払われていない実態が活動家たちにより明らかにされている。

最低賃金は地域別に設定されており、例えば高知県の場合、平成27年度9月現在、時給693円と、鳥取、宮崎、沖縄と並んで、国内で最も低い額である。この金額を下回る賃金を支払うことは最低賃金法に違反する。

また同じ職種や同じ雇用形態（正社員やパート等）である日本人従業員より安い賃金を支払うことも、労働基準法に違反する。外国人だから、日本語ができないから、といった理由は不当な賃金の根

ところだが、身の回りの日本社会では、それが必ずしも昔話になっていない。アパートの入居や、公衆浴場、理容店などさまざまな場所、「外国人お断り」といった扱いを受ける外国人が少なくないのである。

昨年、Jリーグの一部サポーターが「Japanese Only（外国人お断り）」と書いた横断幕を掲げ、それにクラブが適切な対処をしなかったことは「人種差別」にあたるとして、無観客試合の制裁を受けたことは記憶に新しい。無期限入場禁止の処分を受けた

拠としては認められないのである。

外国人の子どもの権利は、日本も1994年に批准した「児童の権利条約」（18歳未満の児童を対象）によって守られている、とされている。希望するすべての外国人児童が日本の義務教育を受けられる権利があるのは、こうした国際規約によるものである。

ところが実際には言語が障壁となったり、いじめを受けたり、あるいは家庭の事情によって、不就学となっている外国人児童が数多く存在している。「教育を受ける権利がある」とすることで果たして児童の権利が十分に守られているかどうかは検討の余地があるう。

専門家の間では、海外の例にならぬ、日本人と同様、義務教育化すべきではないかといった議論も出ている。自己決定権がない子どもたちが教育という基本的権利を享受できるように、そして日本社会が社会から疎外された人びとを生み出さないためにも、外国人児童の義務教育化への議論が高まることを期待したい。

2015年の今年は、戦後70年だけではなく、他にもいろいろな意味で節目の年にあたる。「多文化共生」の言葉を日本に広めるきっかけとなった阪神淡路大震災から20年、日本が「人種差別撤廃条約」に締結してから20年が経ち、「成人」したことになる。来年は、国連で「国際人権規約」が採択されてから50年を迎える。

真の多文化共生社会を実現するために、この節目の年に、国際社会のルール、日本社会の現状、そして地域社会の隣人をつないで見つけ直すのではないか。